

項 目	回 答 趣 旨
1. 公契連モデルの改正について	<p>低入札価格調査の基準については、適正化指針(以下「指針」)において適宜、見直すこととされており、平成21年度以降、順次改訂を行い、平成29年4月からは直接工事費について、公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点から、労務費に相当する費用を100%計上することとし、直接工事費の算入率を95%から97%に引き上げる見直しが行われ、中央公契連モデルとして周知し、ダンピング防止を図るよう要請しました。</p> <p>指針では、落札率(予定価格に対する契約価格の割合)と工事成績との関係についての調査実績なども踏まえて、適宜見直すこととされています。調査基準価格の基準価格の見直しについては引き続き検討してまいります。予定価格の算定については、引き続き実態に即した価格設定に努めてまいります。</p> <p>昨年度から引き続きいただいた「予定価格の0.7~0.9という条文の撤廃」要望ですが、予算決算及び会計令第85条において、各省各庁の長は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続きとして基準を作成することとされており、平成21年3月に国交省から「予算決算及び会計令第85条の基準について」財務省へ協議し、決定されています。国交省が協議した内容の基準の撤廃に関しては、財務省との協議が必要となりますので、昨年度もご要望を本省関係部局へお伝えしましたが、引き続き本省関係部局へお伝えさせていただきます。</p>
2. 週休2日と必要経費、工事量の確保について	<p>■今回の見直しの補正係数の根拠、内訳を示していただきますよう要望</p> <p>週休2日の実施に伴う経費の補正係数については、週休2日を取得している工事と全体(4週5休程度)との経費の差を反映したものであり、実態を踏まえたものです。</p> <p>労務費については、平成29年度労務費調査において、週休2日を取得している工事の労務単価と全体(4週5休程度)とを比較したところ、5%程度の差があり、これを反映したものです。</p>
3. 技術者・技能者の確保・育成について	<p>■より多くの技術者が建設業に入職を志し、入職できるよう技術者・技能者の育成・教育機関の充実等、必要な対策を講じていただきますよう要望</p> <p>担い手の確保に向けては、処遇の改善や長時間労働の是正等の「働き方改革」の推進、また、建設産業への興味・関心を高めてもらう等の観点からの戦略的広報などの取組を行っておりますが、こうした取組は、関係者が一体となって進めていくこと、そして、継続していくことが成果に繋がりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、技術者の確保については、入職・在職することへの動機付けを強化する観点からの技術検定制度の見直しについて、これまで段階的に実施しているところです。</p> <p>特に、若年層が主な対象となる2級施工管理技術検定における学科試験については、平成27年度より、高校生等の若手受験者の受験機会拡大に向けて試験地区を拡大し、また、平成28年度には、全種目で実務経験を不要とする17歳での早期受験化を行い、さらに、試験の年2回化についても、昨年度に土木(種別「土木」)・建築(種別「建築」)で先行実施し、今年度からは全種目に拡大したところです。</p> <p>資格取得は、就職等でのインセンティブとなるなど、担い手確保の観点からも効果があると考えられることから、実地試験を受験の際の学科試験の免除回数拡大や、学科試験合格者に対する「技士補」の称号付与等、さらなる見直しの方向性も示されておりますので、今回のご要望につきましても、今後における技術者の増加を望む現場からの声として、本省に伝えさせていただきます。</p>

平成30年度 (一社) 長野県建設業協会との意見交換会 関東地方整備局 回答趣旨 (2/2)

項 目	回 答 趣 旨
4. i-Constructionの推進について	<p>■ソフトや機器の購入費用、測量費用や設計歩掛りの充実等、受注者負担を軽減するような対応を要望</p> <p>ICT施工の普及促進の手段の一つとして、起工測量や3次元設計データ作成に必要となる機器やソフトウェアを購入する場合に利用できる可能性のある補助金制度について、平成29年度から情報提供に取り組んでおり、今年度も、本省や他地方整備局からの情報を収集し、各建設業協会に情報発信していきたいと考えています。</p> <p>また、ICT施工の実態調査により、小規模土工を中心にICT建機の使用割合が高い傾向であることが判ってきました。施工状況で使用割合が大きく変化していることから、平成30年2月1日以降入札契約手続きを開始する工事から、受注者が監督職員に提出する稼働実績資料に基づき協議し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量をもって、精算変更することとしております。</p> <p>引き続き、ICT活用工事の施工現場実態調査を実施し、より実態を踏まえた積算や要領への見直し・改善につながるよう尽力して参ります。</p>
5. 経営事項審査の経営状況評定値 (Y点)の見直しについて	<p>■設備投資を伴う借入金は積極的な経営として評価できるシステムを構築して頂きますよう要望</p> <p>現在の経営状況の評定 (いわゆるY点) は、平成20年に改正されたものですが、それ以前の指標は平成11年に制定されたもので、当時は、過剰な有利子負債と土地等の固定資産の資産価値の劣化が原因で倒産する建設業者が多く、借入金の増加や固定資産の増加をマイナス評価することとしていたところでした。</p> <p>しかしながら、このような評価手法は、社会情勢が変化していく中、時間の経過とともに建設業者の実態に即さなくなったため、平成20年に抜本的な見直しが行われ、固定資産に関する部分は、この見直しで3つの指標から1つの指標に減らし、ウェイトの圧縮が行われたところでした。</p> <p>また、平成22年10月からは、その他の審査項目 (社会性等) (いわゆるW点) において、地域防災への備えの観点から、建設機械の保有状況が評価・加点対象に追加されましたが、建設機械の購入・保有が経営状況 (Y点) の低下を招く等の背景を踏まえ、本年4月に建機保有によるデメリットをカバーする加点テーブルの見直しが行われ、設備投資を行う企業への後押しの色合いが打ち出されたところでした。</p> <p>経営事項審査につきましては、公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に即した評価基準となるよう、適時の見直しが行われておりますが、今回のご要望につきましては、制度面での内容となりますので、本省に伝えさせていただきます。</p> <p>なお、設備投資を行うに当たっては、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けることで、例えば建機を新規購入した場合にかかる固定資産税が、3年間半分に軽減される等の措置が受け取ることが出来ますので、当該認定制度の活用もご検討下さい。</p>